

広島市安佐自然体験交流センター指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市安佐自然体験交流センター 広島市安佐北区安佐町大字小河内・大字飯室
- (2) 設置目的
豊かな自然環境の中での野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会を提供することにより、子ども及び若者の心身の健全な育成を図るとともに、市民の多様な交流等を促進し、地域の活性化に資することを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 野外活動、体験活動及びレクリエーションの場並びに学習の機会の提供
イ 子ども又は若者の心身の健全な育成に関する事業
ウ 市民の多様な交流等の促進に関する事業
エ その他市長が必要と認める事業

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和8年7月1日～令和8年11月17日
- (2) 指定期間
供用開始日～令和27年3月31日
- (3) 管理の基準
ア 休所日 年中無休 ただし、都合により臨時に休所することがある。
イ 開所時間
(ア) 宿泊室 午後3時から使用を終了する日の午後2時まで
(イ) 研修室1～3、食堂、体育室、大広場、広場及び野外炊飯場 午前9時から午後9時まで
(ウ) キャンプ場 宿泊で使用する場合 午後3時から使用を終了する日の午前10時まで
一時利用する場合 午前10時から午後3時まで
(エ) 地域交流室及びプレーパーク 午前9時から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休所日や開所時間の変更について提案を受ける。
- (4) 業務の内容等
ア 自然体験交流センターの事業の実施に関すること。
イ 自然体験交流センターの使用の許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
ウ 自然体験交流センターへの入場の制限に関すること。
エ 自然体験交流センターの特別設備の設置の許可に関すること。
オ 自然体験交流センターの施設等の維持管理に関すること。
カ その他市長が定める業務
キ 特記事項
(ア) 利用料金制を導入する。
(イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(ウ) 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
(エ) 施設管理者変更に伴う引継業務等
a 引継業務 業務内容、使用許可等
b 指定期間開始前に必要な使用申込受付やホームページ作成などの準備業務について、指定管理者と別途委託契約を締結する。
c 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継ぎを行う。
(オ) 自主事業として、次の事業を実施する。
a 施設利用者への食事の提供事業
b 指定管理業務で実施する活動プログラムに必要な資材の調達・提供（実費の徴収）事業
- (5) 配置人員
ア 13人を標準とし、以下の職員を配置する。
イ 専門職員の配置
社会教育に関係のある事業（学校教育、社会教育関係団体、民間教育事業者等の事業など）についての経験が通算3年以上ある者2人以上を必置とする。
ウ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (6) 指定管理料の上限額（約15年間分）
25億503万8千円
※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

※ 指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(7) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
- イ 支払は、原則、毎月払とする。

(8) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する場合
- (4) 営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (9) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (5) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (8) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (7) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている場合
- (7) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される場合
- (7) 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者であるランドブレイン株式会社及び当該受託者と資本的関係又は人的関係がある場合
- (3) 広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会に限る。）の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある場合

イ 評価項目・配点

設計・建設業務と一体のものとして以下のとおり評価を行う。

評価項目		配点
内容面	【1 全体計画】 ※設計・建設業務を含む。 [評価のポイント] ① こども及び若者の心身の健全な育成が図れるものとなっているか。広島広域都市圏市町を含めた広域からの来訪者や地域住民の多様な交流によるにぎわいを生み出し、地域の活性化に資するものとなっているか。 ② 事前調査や設計、工事施工において適切な工程となっているか。一部供用開始及び全体供用開始が予定時期に確実に供用可能となるような具体的なスケジュールとなっているか。 ③ 確実に実行できる業務実施体制を構築しているか。事業遂行に特に優位と期待できる優れた実績を有しているか。 ④ 事業における堅実な資金計画及び収支計画となっているか。団体の財務状況は安定しており、事業継続性を担保できる内容となっているか。	35点
	【2 設計・建設業務】	75点
	【3 指定管理業務等】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。 ② 事業の内容及び利用促進策が、基準値を達成するために、具体的かつ効果的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。利用料金の設定は、利用者に対するサービスを考慮したものになっているか。 ④ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 ⑤ 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。個人情報等の管理体制は適正か。緊急事態等に対応可能な体制となっているか。 ⑥ 事業者が行う自主事業について、本事業の目的にも資する視点での提案が含まれているか。	65点
価格面	【4 提案額】 ※設計・建設業務を含む。 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 上記①以外の場合は、提案額と上限額等を踏まえた算式により採点する。	50点
計		225点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加点減点項目・配点

<p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p>	<p>公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。</p>
<p>【2 環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション2.1を取得している場合は5点加点</p>	
<p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点</p>	
<p>【4 地域貢献度】</p> <p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>	
<p>上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

(9) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の供用開始年度から令和24年度までの間に、2年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。